

茨城県央環境衛生組合行政手続条例

令和6年4月1日

条例第5号

(目的等)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(行政手続)

第2条 茨城県央環境衛生組合の行政手続に関する事項については、茨城町行政手続条例(平成8年茨城町条例第13号)に規定する行政手続に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。